

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金」 のご案内

(第十回特別弔慰金)



特別弔慰金についてのご質問

問 戦没者等の死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか？

答 特別弔慰金は、「弔慰」の意を表するという制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の死亡当時のご遺族（三親等内）を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

問 国債の償還金は、いつ、どこで受け取ることができるのでしょうか？

答 特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、平成28年から毎年1回、償還日(4月15日)以降に均等に支払い(年5万円)を受けることができます。償還金の支払いを受ける場所は、請求手続の際に、ご希望の郵便局等を指定していただくことになっています。

都道府県援護担当課電話番号一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-204-5269	滋賀県	077-528-3514
青森県	017-734-9278	京都府	075-414-4616
岩手県	019-629-5481	大阪府	06-6944-6662
宮城県	022-211-2582	兵庫県	078-362-3204
秋田県	018-860-1318	奈良県	0742-27-8509
山形県	023-630-2243	和歌山県	073-441-2476
福島県	024-521-7166	鳥取県	0857-26-7145
茨城県	029-301-3337	島根県	0852-22-5240
栃木県	028-623-3054	岡山県	086-226-7320
群馬県	027-226-2681	広島県	082-513-3036
埼玉県	048-830-3286	山口県	083-933-2800
千葉県	043-223-2337	徳島県	088-621-2170
東京都	03-5320-4077	香川県	087-832-3265
神奈川県	045-210-4917	愛媛県	089-912-2434
新潟県	025-280-5180	高知県	088-823-9662
富山県	076-444-3199	福岡県	092-643-3301
石川県	076-225-1411	佐賀県	0952-25-7058
福井県	0776-20-0327	長崎県	095-895-2429
山梨県	055-223-1454	熊本県	096-333-2187
長野県	026-235-7094	大分県	097-506-2688
岐阜県	058-272-8349	宮崎県	0985-26-7061
静岡県	054-221-3625	鹿児島県	099-286-2830
愛知県	052-954-6632	沖縄県	098-866-2175
三重県	059-224-3092		

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

■特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

今般の法改正による特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。



このたび、第189回国会で成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)が支給されることになりました。

支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

平成27年4月1日から
平成30年4月2日まで

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。